

学校いじめ防止基本方針

令和7年度
椎柴小学校

令和7年度 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のできごと、SNSやLINE等を含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

全ての子どもと大人が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。」という危機意識と「いじめは、人間として絶対に許されない。」という共通認識をもつ必要がある。そして、全職員で以下の点に努めることとする。

- (1) いじめは基本的人権及び教育を受ける権利の侵害であり、いじめを絶対に許さない学校をつくる。
- (2) いじめを受けた児童や助けようとした児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめを行った児童に対しては、事情の確認をした上で適切な指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協力を進める。

3 校内組織について

(1) いじめ防止対策委員会

本委員会は、本方針で決められたことを実行に移す際の中核を担う組織である。

(構成)

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| ○校長 | ○教頭 | ○生徒指導主任 |
| ○校内カウンセラー | ○養護教諭 | ○当該担任 |

(2) いじめ対策会議

重大事態の疑い、または発生した際は、いじめ対策会議を設置する。

いじめ対策会議は、いじめ防止対策委員会に、対応する内容に応じた適切な専門家（スクールカウンセラー等）を加えるものとする。

4 年間計画について

1学期	4月	いじめアンケート(全児童) 「スクールカウンセラー」、「校内カウンセラー」の児童への周知 いじめ防止対策委員会(年間計画の決定) SOSの出し方教育 子どもを語る会(職員会議)
	5月	いじめアンケート(全児童) 子どもを語る会(職員会議)
	6月	いじめアンケート(全児童) いのちを大切にするキャンペーン、教育相談週間(個別面談)の実施 子どもを語る会(職員会議)
	7月	いじめアンケート(全児童) 子どもを語る会(職員会議)

2学期	9月	いじめアンケート（全児童） 子どもを語る会（職員会議）
	10月	いじめアンケート（全児童） 子どもを語る会（職員会議） 「いじめ撲滅キャンペーン」の実施 教育相談週間（個別面談）の実施
	11月	いじめアンケート（全児童） 子どもを語る会（職員会議）
	12月	いじめアンケート（全児童） 子どもを語る会（職員会議）
3学期	1月	いじめアンケート（全児童） 子どもを語る会（職員会議）
	2月	いじめアンケート（全児童） 子どもを語る会（職員会議） 教育相談週間（個別面談）の実施
	3月	いじめアンケート（全児童） 子どもを語る会（職員会議） 本校のいじめ防止基本方針の見直し（職員会議）

※いじめ防止対策委員会は、必要に応じ、随時開催する。

5 いじめ防止についての取組

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童に対する教職員の受容的・共感的態度により、児童一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級づくりに努める。
- (2) 学校行事や児童会活動等、体験活動を充実させ、楽しくためになる学校づくりに努める。
- (3) 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
（「いのちを大切に作るキャンペーン」「いじめ撲滅キャンペーン」等の工夫）
- (4) 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開に努め、児童の自己有用感及び自己肯定感を高める。
- (5) いじめを題材とした道徳教育を行い、いじめ問題を主体的に考えることができるようにする。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめは、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えると認識し、家庭と緊密に連携・協力しながら指導する。
（情報モラル教育の充実や携帯電話の必要性の検討、危険から守るためのルールづくりを行う）
- (7) 学校生活での悩みの解消を図るために、「あのねボックス」及び Web 版「あのねフォーム」の活用や保健室に来室した子どもからの相談にも十分対応する。
- (8) 教職員の言動で、いじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。（特に教職員の暴力や暴言の徹底した排除）
- (9) 教職員が常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善充実を図る。
- (10) 職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口としての校内カウンセラーの存在の周知を徹底する。
- (11) 関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (12) 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を活用し、よりよい人間関係づくりができるようにする。

6 いじめの早期発見について

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める必要がある。

- (1) 児童の声に耳を傾ける。(いじめアンケート調査(毎月末・休業後)・教育相談週間(6月・10月・2月))
- (2) 児童の行動を見守る。(授業、休み時間、掃除、部活動等)
- (3) 職員間での共通理解を図る。(職員打合せでの情報提供や職員会議での「子どもを語る会」の実施等)
- (4) インターネットを通じて行われるいじめの早期発見には、学校での児童の会話や友人関係を日頃より十分に観察するとともに、情報モラル教育(携帯電話の使い方、危険なwebサイトの見分け方)を充実させていく。また、保護者と連携し、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないようにする。
- (5) 保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話、家庭訪問、学校行事等)
- (6) 地域や関係機関と連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報交換等)

7 いじめの相談・通報について

いじめの相談や通報することは、恥ずかしいことではなく、正当で適切な行為であり、卑怯な行為ではないことを、学年の発達段階に応じて指導する。担任以外でもいつでも相談を受けることができることを児童に周知する。

(1) いじめ相談窓口

- ①校内カウンセラー ②相談ポスト ③ Web 版相談フォーム
(あのねボックス) (あのねフォーム)

(2) 学校以外の相談・通報窓口

- ① 学校教育相談(銚子市教育委員会 学校教育課)
(月～金 8:00～17:00) 0479-24-8197
- ② 青少年の相談(銚子市教育委員会 青少年指導センター)
(月～金 8:00～17:00) 0479-21-0345
- ③ 千葉県子どもと親のサポートセンター
(いじめ相談 24時間・休日も受付) 0120-415-446
- ④ 子どもの人権110番(全国共通)
(千葉法務局内 月～金 8:30～17:15) 0120-007-110
- ⑤ ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00)
0120-783-497
- ⑥ 千葉いのちの電話(24時間) 043-227-3900
- ⑦ チャイルドライン千葉(毎日 16:00～21:00)
0120-99-7777

8 いじめを認知した場合の対応と指導について

いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

(1) 通報の流れ

いじめと疑われる行為を目撃したり、いじめの情報を受けたりした時は、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」等を明確にして、いじめ防止対策委員会に報告する。いじめ防止対策委員会は生徒指導主任を中心に教頭の指示のもと、学級担任や校内カウンセラーが関係する児童からの事情聴取を行い、いじめの有無について確認する。

(2) 被害者に対する支援の手だて

- ①いじめを受けた児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②いじめを受けた児童への心のケアをする。(安心して生活できる環境づくりやスクールカウンセラーの活用、保健室登校や補習等の措置など)
- ③学級担任一人が抱え込むことのないように、いじめ防止対策委員会を中心に学校全体で組織的に対応する。
- ④いじめを受けた児童の保護者への様々な支援を行う。
- ⑤校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。

(3) 加害者に対する指導の手立て

- ①いじめた児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ②いじめが生じた学級への指導を行う。(傍観者や同調者の把握と指導)

(4) その他

- ①法を犯す行為に対しては、早期に市教委や警察等に相談して協力を求める。
- ②いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

9 重大事態への対応について

いじめにより、児童の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合や児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合を「重大事態」として捉え、市教委の指導・支援のもと、以下のように対応する。

(1) 市教委に重大事態の発生を報告し、協力を求める。

(2) いじめ対策会議及び必要に応じて第三者調査委員会の設置を行う。

(3) 重大事態の調査

- ①いじめを受けた児童や情報提供してくれた児童を守ることを最優先した聴き取り等による実態調査を実施する。
- ②いじめを受けた児童からの聴き取りに加え、当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取する。
- ③収集した情報を多面的に捉え、公平性・中立性のある事実内容にする。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ①いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係など必要な情報を適切に提供する。
- ②アンケート調査する場合は、予め調査対象の児童や保護者に対し、いじめを受けた児童や保護者に情報提供することがある旨を説明する。
- ③調査結果は、銚子市教育委員会を通して、市長に報告する。

10 公表・点検・評価等について

(1) 基本方針については、本校のホームページで公表する。

(2) 年度毎に、いじめ防止対策委員会で、取組評価アンケートや計画の見直しを実施する。

(3) 学校評価(保護者・児童・職員)において、いじめ問題への取組について評価する。

(4) 基本方針の見直しを年度末に全職員で行い、改善を図る。